

3 市 民 生 活 部

戸籍・住民登録

1 本籍数と本籍人口

(各年3月31日現在)

区 分 \ 年	平成23(2011)	平成24(2012)	平成25(2013)
本 籍 数	94,342	95,748	97,003
本 籍 人 口	240,235	242,964	245,208

2 戸籍届出件数 平成24年度(2012年度)

(単位：件)

区 分	本 籍 人	非 本 籍 人	計
出 生	2,298	1,769	4,067
死 亡	1,667	1,592	3,259
婚 姻	2,800	666	3,466
離 婚	761	96	857
養 子 縁 組	189	29	218
養 子 離 縁	53	6	59
入 籍	573	33	606
転 籍	1,773	10	1,783
そ の 他	874	116	990
計	10,988	4,317	15,305

(注) 本籍人については、他市町村からの送付も含む

3 住民異動届取扱件数 平成24年度(2012年度)

(単位：件)

区 分	件 数	区 分	件 数
転 入 届	14,259	そ の 他	3,885
転 出 届	13,299		
転 居 届	6,441	計	37,884

(注) 1 転入届件数には転出取消含む

2 転出届件数には国外移住届を含む

4 外国人登録

(1) 外国人住民人口 平成25年(2013年)3月31日現在 4,290人

(2) 外国人登録事務取扱件数 平成24年度(2012年度)

(単位：件)

区 分	件 数	区 分	件 数
新規登録	283	登録事項訂正	9
切替交付	76	原票閉鎖	132
引替交付	12	登録原票記載事項証明書	1,331
再交付	11		
居住地変更登録	513		
居住地以外の変更登録	371	計	2,738

※ 平成24年7月9日の外国人登録法廃止までの期間の取扱件数

5 出張所の業務と取扱件数

(1) 業務内容

ア 戸籍に関する届出及び申請並びに謄抄本請求の受付に関すること

イ 住民基本台帳に関すること

ウ 課税・所得証明書などの交付に関すること

エ 国民健康保険・国民年金等に関する届出及び申請等の受付に関する事項ほか

(2) 住民登録人口・世帯数 平成25年(2013年)3月31日現在

区 分	世 帯 数	人 口 (人)
千里出張所	28,408	61,647
千里丘出張所	12,771	33,489
山田出張所	21,944	54,728

(3) 処理件数 平成24年度(2012年度)

ア 住民異動届出処理件数 13,587件

(平成24年7月9日の住民基本台帳法の一部改正による外国人住民の職権記載を含む。)

イ 証明書交付枚数

戸 籍 11,601通

住 民 票 57,438通

印 鑑 43,081通

登録原票記載事項証明 327通

(平成24年7月9日廃止)

6 住民票等発行オンラインシステム

本市では昭和56年度(1981年度)から住民基本台帳の電算機入力に取り組み、市民サービスの向上と行政事務の省力化、近代化を図ってきたが、当初は住民記録の全項目にわたる入力ではなかったため、利用業務に制限があり、市民サービスへの利用度も十分なものではなかった。

その後、近年における電算機器の急速な進歩に合わせて、昭和61年(1986年)6月30日から、住民票、届出証明書等の本庁、出張所の管轄区域を問わない発行と、多岐にわたる市の行政事務に住民情報を即時に利用することを目的とした「住民票発行オンラインシステム」が稼働した。また、昭和63年(1988年)11月7日から「印鑑登録証明発行オンラインシステム」が稼働し、これまでの印鑑登録制度では管轄区域を越えて、印鑑登録の申請並びに改廃等の申請ができなかったものが、稼働後においては、管轄区域を問わず住民票と同様に各種の申請が可能となった。同時に「外国人登録済証明発行オンラインシステム」の稼働により、本庁以外では発行できなかった外国人登録済証明書(現・登録原票記載事項証明書)も各出張所で発行できるようになった。

住民記録には個人のプライバシーに関わる項目が記録されているため、「吹田市個人情報保護条例及び同施行規則」並びに「吹田市電子計算組織の管理運営に関する規程」に基づき、データ保護に万全を期すとともに、システムダウン時において証明発行に支障を来さないよう、平成5年度(1993年度)からバックアップシステムを導入し、市民のプライバシー保護と市民サービスの向上に努めている。

平成11年(1999年)8月の住民基本台帳法改正に基づき、平成14年(2002年)8月5日から「住民基本台帳ネットワークシステム」の第一次稼働に伴い、日本国籍を有する住民基本台帳登録者に11桁の住民票コードの付番をし、本人確認情報の提供を行っている。

平成15年(2003年)8月25日から「住民基本台帳ネットワークシステム」の第二次稼働に伴い、希望者には有料で住民基本台帳カード(住基カード)の交付を開始し、また、官公署の写真入り身分証明書の提示又は住基カードの利用により、他の市町村の方でも住民票の写しが取れる広域住民票の交付が可能になった。さらに、平成16年(2004年)1月29日から国税の申告など公的機関への様々な行政手続をインターネット上で行うために必要な大阪府認証局の電子証明書の発行を行っている(公的個人認証サービス)。

平成24年(2012年)7月9日に住民基本台帳法の一部改正により外国人登録法が廃止された。外国人住民にも住民票が作成されるようになり、同時に登録原票記載事項証明書は廃止された。

また、平成25年(2013年)7月8日には外国人住民の住民基本台帳ネットワークシステムへの接続が始まり、11桁の住民票コードが付番された。同時に、外国人住民への住民基本台帳カードの有料交付も開始された。

7 市民サービスコーナー

(1) 目的

住民票、印鑑登録のオンラインシステムを活用し、住民の身近な場所に証明発行のための市民サービスコーナーを設け、証明発行窓口の混雑緩和と市民サービスの向上を図る。

(2) 業務内容

印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、年金現況届（はがき）証明書、登録原票記載事項証明書の交付（平成24年7月9日廃止）、母子健康手帳の交付、転入・転居届の受付（市役所本庁日曜コーナーのみ）

(3) 設置場所、業務時間及び開設年月日

名 称	業 務 時 間	開 設 年 月 日
市役所本庁土曜コーナー	毎週土曜日 午前9時～正午 （祝日・年末年始を除く）	平成5年(1993年)4月
市役所本庁日曜コーナー	毎月第3日曜日 午前9時～正午	平成23年(2011年)2月
さんくす市民サービスコーナー		平成元年(1989年)12月1日
江坂 〃	平日 午前9時～午後5時30分	〃
原 〃	毎週土曜日 午前9時～正午	〃
岸部 〃	(日曜日・祝日・年末年始を除く)	平成2年(1990年)6月1日
北千里 〃		〃

このほか、勤務の都合で市役所の執務時間中に来庁できない市民のために、取次事務を行っている。

取次場所 さんくす市民サービスコーナー、江坂市民サービスコーナー

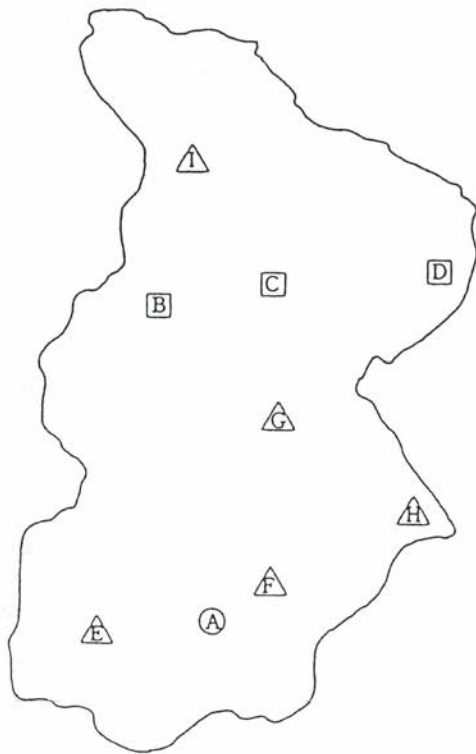
取次時間 月～金曜日（土・日曜日・祝日・年末年始は除く）の午前7時～午前9時、午後5時30分～午後7時

取次内容 印鑑登録証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、登録原票記載事項証明書（平成24年7月9日廃止）の交付

取次利用実績 平成24年度(2012年度)

利用者数 720人 申請件数 799件 交付通数 1,091通

出張所、市民サービスコーナーの配置



- Ⓐ 市役所 泉町1丁目3番40号
- Ⓑ 千里出張所 津雲台1丁目2番1号
千里ニュータウンプラザ内
- Ⓒ 山田出張所 山田西2丁目5番1号
- Ⓓ 千里丘出張所 千里丘上14番30号
- Ⓔ 江坂市民サービスコーナー 江坂町1丁目19番1号
(江坂公園内)
- Ⓕ さんくす市民サービスコーナー 朝日町1番201号
(さんくす1番館2階)
- Ⓖ 原町市民サービスセンター 原町4丁目26番8号
(原町児童センター内)
- Ⓗ 岸部市民サービスコーナー 岸部南1丁目4番8号
(岸部市民センター内)
- Ⓘ 北千里市民サービスコーナー 古江台4丁目2番D2-303号 (ディオス北千里内)

8 手数料

(1) 平成24年度(2012年度)の手数料収入

区 分	件 数	手 数 料 (円)
戸籍謄・抄本等交付	67,614	26,973,400
住民票の写し交付	214,895	34,565,450
印鑑証明書交付	122,235	33,638,300
諸証明交付	6,472	1,651,500
登録原票記載事項証明交付 (平成24年(2012年)7月9日廃止)	1,331	194,350
住民基本台帳カード交付	2,385	1,192,500
計	414,932	98,215,500

(注) 件数には無手数料分を含む

(2) 各種手数料の1件当たり金額

(平成24年7月1日施行)

手数料を徴収する事項	区 分	金 額 (円)
戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	450
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき	750
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	350
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき	450
届出若しくは申請の受理の証明書の交付	1通につき	350
禁治産者、準禁治産者及び成年被後見人に関する証明又は破産者に関する証明	1件1項目につき	300
不在籍(住)に関する証明	1件につき	300
住民基本台帳の閲覧	1件につき	300
住民票の写しの交付	1件につき	200
登録原票記載事項証明書の交付 (平成24年7月9日廃止)	1件につき	200
印鑑登録証明	1件につき	300
住民基本台帳カードの交付	1件につき	500

広 聴 活 動

1 「市民の声」

窓口、市政相談電話、ファクシミリ、電子メールなど様々な媒体で市政についての相談・要望・提言・意見・苦情・問い合わせを随時受け付け、回答している。

平成23年(2011年)4月からは、広聴制度を見直し、市政に関する建設的で積極的な提言・意見を広く求め、市政運営の参考とするため、事務処理の見直しや各室課への広聴担当者の設置など、より迅速な対応にも努めている。

平成24年度(2012年度) 件数 5,661件

2 市民相談課の相談

平成24年度(2012年度)

相談種別	曜日・日時	相談内容	担当員	利用状況 (件)
市政相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	市政に対する意見や相談、 要望、苦情など	市職員	5,661
行政相談	木曜日 (13:00～15:00)	国の行政に関する相談や要 望・苦情など	行政相談委員	56
法律相談	火・金曜日 (13:00～16:00)	相続、離婚、交通事故、土 地・建物の賃貸契約、金銭 問題などの法律相談	弁護士	1,817
登記・測量相談	第1・3月曜日 (14:30～16:30)	登記や測量に関する相談	司法書士 土地家屋調査士	102
多重債務相談	月曜日～金曜日 (9:00～17:30)	サラ金やクレジットなどでの 債務整理に関する相談 市職員が状況を聞き取った 後、専門家による相談につな ぐ	市職員	50 (うち専門相談 43)
	第2・4木曜日 (13:00～16:00)		司法書士(第2木) 17 弁護士(第4木) 26	
			計	7,686

※上記以外の専門相談については、各担当室課で行っている。

3 市民意識調査

快適で暮らしやすいまちづくりを促進するため、市民が何を考え、何を求めているかを把握し、市民のニーズを市政に反映することを目的として、昭和53年度(1978年度)から4年ごとに実施している。

平成22年度(2010年度)が前回調査から4年目の9回目の調査年度にあたり、市民2,000人を対象に、住まいや地域環境、まちづくりについてなど、47項目にわたって調査を実施した。

4 市政モニタリング調査

平成19年度(2007年度)から、市民参画のまちづくり推進のため、郵送調査を通じて多くの市民から意見を聴き、市政運営の参考とすることを目的として、無作為抽出した市民2,000人を対象に、アンケート調査を実施している。平成24年度(2012年度)に実施し、以降4年に1回実施する。(平成21年度(2009年度)までは、年に1回実施)

消費者行政

消費者行政は市民に直結した行政として消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、市民の消費生活の安全、安定及び向上を確保するため積極的に取り組み、次のとおり実施している。

1 消費者保護

消費生活センターにおいて、消費生活相談(商品や役務に関する苦情・処理など)を行い、消費者の利益の擁護及び市民の消費生活の安全確保に努めている。

2 消費者啓発

- (1) 消費生活展・消費者のつどい
- (2) 消費者啓発講座
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供
- (4) 啓発パンフレット作成・配布
- (5) 地域派遣学習会

3 消費者活動の推進

消費者活動を効果的に推進するため、消費者団体に対して消費者活動推進補助金の交付等を行うほか、市民の利益の擁護・増進に関して、消費者団体と広く連携して一体的な活動を行っている。

4 消費生活センター

消費者の保護及び学習活動推進のため、昭和55年(1980年)に市立消費生活センターを設置し、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費生活の安全、安定及び向上を図っている。

(1) 施設の概要

位 置	朝日町3番203号(吹田さんくす3番館2階)
延べ床面積	2階 96.04m ² 4階会議室 60.1m ² 合計156.14m ²
管 理 運 営	吹田市立消費生活センター運営委員会

(2) 施設の利用状況

平成24年度(2012年度)	来所者数	3,393人(4階会議室利用者を含む。)
	消費生活相談件数	2,339件

(3) 主な業務・機能

ア 講座の開催(暮らしのセミナー)	イ センターニュースの発行		
ウ 資料の提供	エ 消費者活動の場	オ 消費生活相談	カ パネル展示

国民年金

(1) 被保険者

ア 強制加入被保険者

(ア) 第1号被保険者 ————— 自営業者や学生、無職の人など日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人

(イ) 第2号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者

(ウ) 第3号被保険者 ————— 厚生年金保険、共済組合の加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ 任意加入被保険者

(ア) 60歳以上65歳未満の者 — 受給資格期間(25年)に満たない人や満額(40年納付)の老齢基礎年金を受給できない人。ただし、昭和40年(1965年)4月1日以前に生まれた人で受給資格期間を満たしていない人は、70歳まで延長して加入可能。

(イ) 在外邦人 ————— 外国に在住している20歳以上65歳未満の日本人

被保険者の推移

単位：人（各年度末現在）

年 度	強 制 加 入 者		任 意 加 入 者
	第1号被保険者	第3号被保険者	
平成22(2010)	46,341	34,566	1,330
” 23(2011)	46,086	33,995	1,211
” 24(2012)	46,286	33,903	1,090

(注) 第2号被保険者の数は不明

(2) 保険料

定額保険料 月 15,040円（平成25年度）

付加保険料 月 400円

ただし、第2、第3号被保険者は除く。

保険料の免除・猶予

法定免除	障がい基礎年金又は被用者年金各法に基づく障がいを支給事由とする1級又は2級の年金の給付を受けている人、生活保護法による生活扶助を受けている人などが届出することにより免除される。
申請免除	保険料を納めるのが困難な場合、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の「全額」、「4分の3」、「半額」もしくは「4分の1」の納付が免除される。
若年者納付猶予	30歳未満の人で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。
学生納付特例	学生で、所得が一定額以下であり、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される。

(3) 年金の種類

年金額は平成25年4月時点のものです。
平成25年10月分からマイナス1%の改定が行われます。

種類	支給要件		年金額
	時期	受給資格	
老齢基礎年金	大正15年(1926年)4月2日以降に生まれた人が65歳になったとき	国民年金と他の年金(配偶者の年金も含む)などを合計して原則として25年以上保険料を納めた人	加入可能年数をすべて納付している人で 年786,500円
障がい年金	障がい年金	昭和61年(1986年)4月から廃止。既裁定のものは障がい基礎年金と同様の水準に引き上げて支給	1級 983,100円 2級 786,500円
	障がい基礎年金	国民年金に加入中に初診がある病気やけがが原因で障がいの状態になったとき 〔20歳前の障がいのときは納付要件は不要であるが、本人の所得制限がある〕	子があつた時の加算 1人目 2人目 226,300円 (1人につき) 3人目以降 75,400円 (1人につき) ※子とは、18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で1級又は2級の障がいの状態にある子

年金額は平成25年4月時点のものです。
平成25年10月分からマイナス1%の改定が行われます。

種 類	支 給 要 件		年 金 額
	時 期	受 給 資 格	
遺	母子年金 (準母子年金)	昭和61年(1986年)4月から廃止。既裁定のものは 遺族基礎年金の水準に引き上げて支給	妻(又は子の祖母・姉)が受けるとき 子が1人のとき 1,012,800円 子が2人のとき 1,239,100円 3人目以降は1人につき75,400円を加算
	遺児年金		子が受けるとき 1人のとき 786,500円 2人のとき 1,012,800円 3人目以降は1人につき75,400円を加算
族	遺族基礎年金	被保険者又は受給資格を満たした人が亡くなったとき	死亡月の前々月までの加入期間のうち未納期間が1/3未満の加入者の子のある妻又は子(特例)平成28年(2016年)3月31日までに65歳未満で死亡した場合は、死亡月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。 ※子の定義は障がい基礎年金と同じ
	寡婦年金	加入者が老齢の年金を受けずに死亡したとき	国民年金だけで、老齢の年金受給資格をもっており、何の年金も受けずに死亡した人の妻(ただし、妻が60歳から65歳まで) 夫が受けられるはずだった、老齢基礎年金の3/4の額
死亡一時金	加入者がいずれの年金も受けずに死亡したとき	第1号被保険者として、3年以上保険料を納付した加入者と生計を同じくしていた遺族	保険料納付期間などにより120,000円～320,000円 なお、付加保険料を3年以上納めたときは8,500円加算
老齢福祉年金	明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた者が70歳になったとき	本人、配偶者、扶養義務者の所得が制限額以下及び公的年金が併給制限額以下である人	全額支給 402,900円 一部支給 314,400円

(4) 給付状況

(単位：件、千円)

種 類		平成22(2010)		平成23(2011)		平成24(2012)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
老 齢	老 齢 年 金	2,400	1,240,493	2,112	1,092,681	1,848	961,239
	通算老齢年金	2,178	501,658	2,013	470,728	1,865	439,094
	老齢基礎年金	57,592	38,152,323	60,570	40,017,665	64,846	42,799,203
	老齢福祉年金	14	4,053	8	2,425	5	2,115
障がい	障がい年金	98	85,347	92	79,678	82	71,177
	障がい基礎年金(拠出)	1,554	1,346,738	1,625	1,407,248	1,680	1,449,648
	障がい基礎年金(20歳前) (注1)	1,988	1,787,923	2,047	1,845,883	2,089	1,874,900
遺 族	遺族基礎年金	570	444,825	572	442,448	564	433,212
	寡婦年金	36	15,933	33	14,537	31	13,325
計		66,430	43,579,293	69,072	45,373,293	73,010	48,043,913

(注1) 障がい基礎年金(20歳前)は、20歳前の障がい者及び旧障がい福祉年金からの移行者

情報公開

○ 吹田市情報公開条例

市が管理する公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を進めるために、吹田市情報公開条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日より施行した。同条例は、市政に関する市民の知る権利を保障する昭和62年(1987年)施行の吹田市公文書公開条例を、新たな時代に向けてより利用しやすい制度になるように全面的に改正したものである。

近年においては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることから、病院事業管理者を実施機関とする一部改正を平成19年(2007年)4月1日から、郵政民営化法の制定に伴う規定整備を条例公布の日である同年10月17日から、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」に基づく2回の手数料改定を平成20年(2008年)4月1日から及び平成24年(2012年)4月1日から施行した。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針のもと情報公開運営審議会への市議会議員参画の見直しを平成25年(2013年)4月1日からの施行として条例の一部改正を行った。

1 公文書の公開

(1) 公開を請求できる者

市民に限らず誰でも公文書の公開を請求することができる。

(2) 公開の対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関が管理しているものを対象とする。

実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。

(3) 公開しないことができる公文書

実施機関が管理する公文書は原則としてすべて公開となるが、次のような情報が含まれている公文書は例外的に公開しないことができる。

ア 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。

イ 法人等の事業活動に関する情報で、その事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。

ウ 市の機関等の公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼしたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ等があると認められるもの。

エ 市の機関等の事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

オ 法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報。

(4) 公開・非公開の決定

公開請求があった日から起算して15日以内に公開の諾否を決定し、その結果を請求者に通知する。（やむを得ない場合は15日、あるいは30日を限度として延長）

(5) 公開決定等に不服がある場合の救済

公開決定等に不服がある場合は、実施機関に対して不服申立てをすることができる。この場合、実施機関は、学識経験者で構成される情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して公開するかどうかを再決定する。

2 総合的な情報公開の推進

吹田市情報公開条例では、外郭団体の情報の公開について条例で定め、市が指定する団体については情報公開に関する規程を作って公開に努めることを求め、市が指導・助言することを定めた。また、附属機関の会議の公開等についても定めている。

3 情報の提供

市民のニーズを反映した情報を積極的に提供するため、行政資料閲覧コーナーを設け、情報の提供を行っている。また、平成10年(1998年)4月1日から市発行の有料図書の販売も行っている。

提供資料

各種行政概要、計画書、調査報告書、統計書など約6,800点

平成24年度(2012年度)有料図書等販売実績 10種類 43部

4 情報公開の運用状況

(1) 総括表 平成24年度(2012年度)

区 分	利用件数 (利用人数)
公文書公開	568件 (251人)
情報提供	7,893件 (6,317人)

(2) 公文書公開の内訳

平成24年度(2012年度) (単位:件)

処理区分	実 施 機 関											合 計
	市 長	教育委	選管委	公平委	監査委	農業委	固定委	水 道	病 院	消防長	議 会	
公 開	118	22			1		6		3	2	4	156
部分公開	263	46	2		8	1	6	5	3	4	2	340
非 公 開	1				2							3
文書不存在	54	5										59
取 下 げ	6	3						1				10
存否応答拒否												
計	442	76	2		11	1	12	6	6	6	6	568

(3) 情報提供の内訳

平成24年度(2012年度)

内容	行 政 一 般	財 務	生活・ 環 境	社 会 福 祉	産業・ 労 働	道路・ 建 築	教育・ 文 化	議 会	上水・ 下水道	その他	計
件数	204	658	109	40	18	3,202	128	97	2,657	780	7,893
比率 (%)	2.6	8.3	1.4	0.5	0.2	40.6	1.6	1.2	33.7	9.9	100.0

○ 吹田市個人情報保護条例

情報化社会の今日、行政や民間事業者において個人情報を適切に取り扱うためのルールが必要である。

そこで、本市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、行政のみならず事業者並びに市民も含め、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とし、吹田市個人情報保護条例を平成14年(2002年)3月29日に制定し、同年7月1日から施行した。

その後、国における「個人情報の保護に関する法律」等の制定を受け、平成17年(2005年)3月31日に条例を一部改正した。改正内容は、罰則規定の新設と委託における受託者、指定管理者に対する措置とその責務に関する規定の整備等である。罰則規定は同年7月1日より施行、それ以外の部分は同年4月1日に施行した。

近年においては病院事業に地方公営企業法の規定を適用させることから、病院事業管理者を本市の実施機関と位置付ける一部改正を平成19年(2007年)4月1日から施行し、他の制度との調整につき統計法の全部改正に伴う規定整備が必要なことから、条例の一部改正を平成21年(2009年)4月1日から施行した。また、「市議会議員の審議会等への委員委嘱の見直しについて」の基本方針のもと、個人情報保護審議会への市議会議員参画の見直しを平成25年(2013年)4月1日からの施行として条例の一部改正を行った。

本条例の主な内容は次のとおりである。

自己情報の開示・訂正・削除及び中止の請求

(1) 開示等を請求できる者

市民に限らず誰でも実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報の開示等を請求することができる(実施機関は情報公開条例に同じ。)

(2) 開示しないことができる自己情報

ア 法令等の規定により、開示することができないとされているもの。

イ 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの。

ウ 開示請求者以外の第三者に関する情報を含み、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの。

エ 市の機関等の事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。

(3) 開示等の決定

開示請求を受理した日から15日以内、訂正、削除及び中止の場合は30日以内に決定する。ただし、公文書が大量な場合や第三者の情報が含まれている場合は更に日数を要する場合がある。

(4) 開示等の決定に不服がある場合の救済

開示等の決定に対して不服があるときは、実施機関に対して不服申立てができる。この場合、実施機関は、学識経験者で構成される情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、開示・非開示等の再決定をする。

(5) 個人情報苦情処理委員

個人情報の取扱いについて、相談や苦情の申し出を受け適正に処理するため設置したもの。

(6) 事業者の役割

事業者の個人情報の適正な取扱いについては、個人情報の収集、保管、利用等について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策への協力を事業者の責務として規定し、さらに、不適正な取扱いに対する市長の調査及び指導・勧告等の規定を設け、その確保を図っている。

(7) 市民の役割

市民の役割として、自己の個人情報の適切な管理と、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めることにより、積極的な役割を果たすよう規定している。

(8) 市の外郭団体との関係

市の外郭団体の内、市が指定する団体については、個人情報に関する規程を定め、その保護に努めることを求め、市が指導・助言することを定めている。

自己情報開示等請求件数

平成24年度（2012年度）（単位：件）

区分	請求件数	決定区分				取下げ	計
		全部開示等	部分開示等	非開示等	文書不存在		
開示	110	90	14	1	5		110
訂正							
削除							
中止							
計	110	90	14	1	5		110

市税の概要

市税収入額

(単位：円)

税目	年度 区分	平成23(2011)			平成24(2012)		
		収入額	収入率 (%)	前年比 (%)	収入額	収入率 (%)	前年比 (%)
普通税		55,320,053,772	96.0	100.0	55,410,605,414	96.1	100.2
現 年 課 税	市民税	28,631,082,978	98.8	96.5	29,952,438,908	98.9	104.6
	個人	23,855,501,735	98.6	95.9	24,776,828,451	98.8	103.9
	均等割	474,689,041	98.6	100.2	477,801,899	98.7	100.7
	所得割	23,380,812,694	98.6	95.8	24,299,026,552	98.8	103.9
	法人	4,775,581,243	99.7	99.4	5,175,610,457	99.8	108.4
	均等割	1,088,830,443	99.0	101.6	1,077,565,557	99.1	99.0
	法人税割	3,686,750,800	99.9	98.8	4,098,044,900	100.0	111.2
	固定資産税	24,116,955,559	99.0	100.0	23,028,586,320	99.0	95.5
	純固定資産税	23,637,989,759	99.0	100.9	22,559,960,520	99.0	95.4
	土地	9,733,252,693	98.9	99.6	9,563,344,290	98.9	98.3
家屋	11,311,915,956	98.9	102.6	10,503,290,640	98.9	92.9	
償却資産	2,592,821,110	99.8	98.0	2,493,325,590	99.9	96.2	
交付金	478,965,800	100.0	98.7	468,625,800	100.0	97.8	
交付金	478,965,800	100.0	98.7	468,625,800	100.0	97.8	
納付金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	
軽自動車税	172,012,000	95.3	100.3	173,898,902	96.1	101.1	
市たばこ税	1,811,592,870	100.0	111.2	1,783,761,302	100.0	98.5	
現年課税分合計	54,731,643,407	98.9	100.0	54,938,685,432	99.0	100.4	
滞 納	市民税	307,068,811	21.6	82.8	278,912,028	20.8	90.8
	固定資産税	274,420,284	32.4	82.8	186,624,641	23.9	68.0
	軽自動車税	6,921,270	24.1	115.7	6,383,313	24.7	92.2
	滞納繰越分合計	588,410,365	25.6	100.0	471,919,982	22.0	80.2
目的税	6,531,212,040	96.9	100.0	6,349,236,199	96.8	97.2	
現 年	入湯税	28,920,675	100.0	97.9	29,327,625	100.0	101.4
	事業所税	1,005,015,300	100.0	97.2	1,063,757,800	100.0	105.8
	都市計画税	5,425,792,206	98.9	100.7	5,207,820,862	98.9	96.0
	現年課税分合計	6,459,728,181	99.1	100.0	6,300,906,287	99.1	97.5
滞 納	事業所税	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	都市計画税	71,483,859	33.0	82.3	48,329,912	24.4	67.6
	滞納繰越分合計	71,483,859	33.0	100.0	48,329,912	24.4	67.6
市税合計	61,851,265,812	96.1	98.7	61,759,841,613	96.2	99.9	
1人当たり市税額		174,695		173,109			
1世帯当たり市税額		392,019		387,433			

市 民 税

1 個人市民税の調定額（現年課税分）

区分 年度	調 定 額 (千円)		納 税 義 務 者 数 (人)			特別徴収義 務者数(人)	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	特別徴収		
平成 22 (2010)	25,260,900	普通徴収	6,815,521	162,167	普通徴収	49,954	27,899
		特別徴収	18,445,379		特別徴収	112,213	
平成 23 (2011)	24,191,884	普通徴収	6,067,948	161,521	普通徴収	42,734	27,676
		特別徴収	18,123,936		特別徴収	118,787	
平成 24 (2012)	25,090,317	普通徴収	6,168,679	162,394	普通徴収	42,359	27,955
		特別徴収	18,921,638		特別徴収	120,035	

(注) 1 納税義務者数は徴収区分変更前

2 納税義務者数は普通徴収の過年度分及び特別徴収の退職所得の分離課税にかかる所得割分を除く

2 法人市民税の調定額（現年課税分）

区分 年度	調 定 額 (千円)						収 入 額 (千円)	収入率 (%)	前年度比	
	均 等 割		法 人 税 割		合 計				調定 (%)	収入 (%)
	社 数	金 額	社 数	金 額	社 数	金 額				
平成 22 (2010)	8,240	1,082,770	3,100	3,731,819	8,297	4,814,589	4,802,854	99.8	116.4	116.5
平成 23 (2011)	8,212	1,100,210	3,223	3,689,063	8,268	4,789,273	4,775,581	99.7	99.5	99.4
平成 24 (2012)	8,264	1,087,675	3,336	4,098,665	8,316	5,186,340	5,175,610	99.8	108.3	108.4

固定資産税

1 課税状況 平成25年度(2013年度)

(1) 土地

区分 種別	積地 (A) (㎡)	筆数 (筆)	決定価格 (B) (千円)	課税標準額 (C) (千円)	平均課税標準額 (C/A) (円/㎡)	平均価格 (B/A) (円/㎡)	提示平均価格 (円)	最高決定価格 (円/㎡)
一般田	229,046	409	31,772	31,772	139	139	1,000 ㎡当たり 138,169	171
介在田 {市街化区域田}	111,682	320	8,105,735	2,564,209	22,960	72,579	—	177,489
一般畑	167,230	392	12,243	12,243	73	73	1,000 ㎡当たり 72,991	114
介在畑 {市街化区域畑}	112,352	497	8,926,917	2,946,103	26,222	79,455	—	175,487
宅地	15,419,324	75,903	1,867,008,694	572,434,758	37,125	121,082	1 ㎡当たり 121,067	538,461
池沼	9,608	5	875,685	592,444	61,662	91,141	—	97,481
山林	27,445	164	1,243,780	819,512	29,860	45,319	—	126,570
原野	12,067	48	558,624	385,682	31,962	46,294	—	118,330
鉄軌道	902,170	669	33,634,889	20,150,507	22,336	37,282	—	53,349
複合鉄軌道	8,778	11	696,454	468,018	53,317	79,341	—	151,738
雑種地	1,282,613	2,987	134,745,371	92,621,081	72,213	105,055	—	435,576
計	18,282,315	81,405	2,055,840,164	693,026,329	37,907	112,450	—	—

(注) 1 法定免税点以上のもので算出

2 提示平均価格については、法定免税点未満のものを含む

平成25年度(2013年度)固定資産概要調査より

(2) 家屋

区分 種別	棟数 (A) (棟)	床面積 (B) (㎡)	価格 (C) (千円)	平均価格 (C/B) (D) (円)	総価格の 前年度対比 (%)
木造	46,715	4,078,210	104,949,834	25,734	104.3
非木造	27,139	12,749,135	719,514,414	56,436	102.2
計	73,854	16,827,345	824,464,248	48,996	102.5

(注) 法定免税点以上のもので算出

平成25年度(2013年度)固定資産概要調査より

2 納税義務者の推移

年 度	種 別	土 地 の み	家 屋 の み	土 地 ・ 家 屋	償 却 資 産	合 計
平 成 23 (2011)	個 人	9,359	9,232	75,970	429	94,990
	法 人	493	798	2,220	2,079	5,590
	計	9,852	10,030	78,190	2,508	100,580
平 成 24 (2012)	個 人	9,319	9,153	77,458	438	96,368
	法 人	469	800	2,230	2,054	5,553
	計	9,788	9,953	79,688	2,492	101,921
平 成 25 (2013)	個 人	9,274	9,033	79,717	431	98,455
	法 人	486	804	2,260	2,084	5,634
	計	9,760	9,837	81,977	2,515	104,089

課税簿調定統計表より

税務オンラインシステム

税務事務の電算処理は、昭和57年(1982年)に電算機が導入されたことに伴い、委託による電算処理から自己処理に切り替え、事務処理の効率化を図ってきた。昭和61年度(1986年度)から住民情報システムとして住民登録事務のオンライン化が図られ、これに続き、税務事務のオンライン化も計画され、課税から収納・証明までの一貫したシステムとして税務事務のオンライン化を進め、平成2年(1990年)2月から「固定資産税・軽自動車税賦課事務」が、4月から「個人市府民税・法人市民税賦課事務・収納消込事務」が稼働し、7月の「滞納繰越事務」を最後に課税から収納・証明に至る新システムが稼働した。